

第 42 回 芝樋ノ爪及び芝 4・5 丁目地区まちづくり協議会 議事要旨

(1) 日時

令和 7 年 3 月 6 日 (木) 午前 10 時～11 時 40 分

(2) 場所

芝公民館 講座室

(3) 出欠者 (会員数 15 名)

- ・会 員 : 9 名 (欠席者 6 名)
- ・事務局 : 川口市 9 名、(株)首都圏総合計画研究所 2 名
(株)本州 1 名

(4) 議事次第

- 1) 開会
- 2) 川口市からの情報提供
 - (1) 主要区画道路 6 号 (樋ノ爪小径) の進捗状況について
 - (2) 主要区画道路 7 号の進捗状況について
 - (3) 狭あい道路の拡幅整備の推進に向けた現況測量調査について
- 3) その他
- 4) 閉会

【配布資料】

- ・ 次第
- ・ 会則、会員名簿
- ・ 資料 1 : 川口市からの情報提供



▲説明および意見交換の様子



▲説明および意見交換の様子

(5) 議事概要 (○：協議会会員の発言、→：事務局の発言)

1) 開会

事務局より、開会の挨拶。

会則の規定に基づき、会長・副会長が任命された。

2) 事務局からの情報提供

事務局より「資料1：川口市からの情報提供」について説明。

各報告事項について、以下のとおり意見交換を行った。

【(1)主要区画道路6号(樋ノ爪小径)の進捗状況について、(2)主要区画道路7号の進捗状況について】

○：スライド2の図面に記載している緑色の着色はどのような意味か。

→：図面を見やすくするため、主要な施設に着色している。

○：主要区画道路6、7号の完成予定を教えてください。

→：主要区画道路7号について、スライド2に掲載している青色区間の工事を令和7年度に予定しており、令和7年度中の全線開通を予定している。なお、一部区間は幅員8mを確保できていないが、当該敷地の権利者との交渉を引き続き進めていく。主要区画道路6号は、樋ノ爪小径となる区間の工事が今年度終了する予定である。その他の区間については、引き続き用地買収を進めている状況であり、工事等の具体的なスケジュールを示せる段階ではない。

○：樋ノ爪小径に設置する防災井戸の水質について教えてください。

→：現在、井戸水の水質検査を行っているところである。元々、飲み水として使用する想定はないが、きれいな水は出ているようである。

○：これまでの協議会において、「各町会区域に1つ又は2つずつぐらいは公園を整備できると良い」と意見が出されていたが、その見通しはあるか。

→：公園整備に関して、これまでの整備状況や、公園整備用地の確保の状況を踏まえて、来年度以降に整備計画の見直しを行っていく予定である。

○：主要区画道路6号について、スライド3に掲載している右下の写真は、主要区画道路6号と県道の交差部である。現地を確認していると、主要区画道路6号と県道の交差部に高さの違いが生じているようだ。雨水は、主要区画道路6号から県道側に流れ、県道の両側に流れるようだが、現地の状況を見る限り、勾配部分の雨水処理が上手くいかないのではないかと懸念している。また、ボックスカルバートを敷設している部分は、県道の歩道部分にあたる。元々は、オレンジ色の歩行者が歩きやすい舗装になっているが、工事後も歩行者の安全性が確保できるようにつくりになると良い。

→：拡幅整備に伴って主要区画道路6号の両側にU型側溝を敷設する予定であり、U型側溝と集水マスを経由して、県道のボックスカルバートに水を集めるよう排水経路を確保している。主要区画道路6号と県道の歩道が交差する部分については、通行量が増えることを考慮して、車両が通過しても強度に問題のない耐荷重を確保する。また、警察と協議を行っており、横断歩道、停止線、標識を設置することで、歩行者の安全性を確保していく。

○：住民の高齢化が進むなかで、歩きやすさの観点で、透水性アスファルト舗装が採用されると良い。

→：透水性アスファルト舗装には敷設基準がある。高速道路に関しては、安全確保のため透水性舗装が一般的に採用されるが、県道、市道での使用は、一般的に道路管理者から許可が下りるものではないため、設計に反映していない。

○：県道のみで排水を受けるしかないと予想している。主要区画道路6号と県道の交差部について、街渠縦断管や街渠枳の設置を工夫してほしい。また、ボックスカルバートの前後にグレーチングを設置することは考えられるか。10 t以上の耐久性があるものも普及している。

→：県との協議を重ねて、現在の計画に至っているが、主要区画道路6号と県道の交差部の街渠縦断管は、車両の通行に耐えられるものではないので、撤去する。また、水が流れる最終地点には、集水枳とグレーチングが計4箇所設置される。捌き切れない雨水はそこで集水する予定である。

→：主要区画道路6号について、現況は片側のみU字側溝が設置されているが、拡幅整備によりU字側溝が両側に設置されるため、排水量は単純に2倍となる。雨水が県道へ流れるのは確かだが、道路の構造として、道路中心が一番高く、雨水は左右に振り分けられる構造のため、雨水が県道へ一気に流れ込むことはないだろう。

○：図面先行ではなく、現地を確認して、水はけを良くする工夫を施していただきたい。足元が悪い方への配慮を考えていただけると良い。

→：現況よりも2倍の排水量となるので、水があふれる心配はなく、水がバシャバシャとなることもないので、足元の歩きやすさについての影響もないと考えている。また、当区間は交差点間が短いため、交通安全上の危険は少ないかと思う。

○：現地の勾配を見ると気になる部分があるため、市は、施工業者と密にコミュニケーションをとって、施工に配慮いただきたい。

→：承知した。

【(3)狭あい道路の拡幅整備の推進に向けた現況測量調査について】

○：狭あい道路の拡幅整備に関する事業の対象として、行き止まり路となる袋小路は対象ではないか。また、将来的には私道も対象となるか。

→：通り抜けのできる公道の狭あい道路が対象となる。行き止まり路は、私道であるケースが多い。また、私道は私有財産となるため、市が後退用地の寄附を受けることが難しい。公道とは拡幅手法が異なるため、検討が必要であるが、他自治体での取り組みも見られるため、勉強していきたい。

○：以前は土地区画整理事業で基盤整備を進めていく地区であったため、セットバックすることは一筆入れている。上記との関係はどうなるか。

→：ご指摘のような相談や質問が今後も寄せられると思っているので、令和7年度に市としての回答を整理する予定である。

○：主要区画道路の拡幅整備は用地買収で進めているが、狭あい道路の拡幅整備は寄附が前提となるのか。

→：同じ道路整備でも事業の性格が異なる。国庫補助を活用して道路整備を進めているが、一つの敷地に対して、重複して補助金を活用することはないので、事業上の隅み分けは問題ない。ただし、住んでいる方がどう思われるかは別問題となるため、丁寧に説明していくしかない。

○：高齢者も多い中で、財産の相続に関係するため、難しい問題だと認識している。

○：寄附ではなく買収であれば協力する方は増えるだろう。そのような意見や要望が多い場合は、

市として何かしらの支援を検討していく可能性はあるのか。

→：まずは、権利者にとって、どのような問題がネックとなっているかを令和7年度にヒアリングしていく予定である。お金に関わる問題であると判断すれば、市の予算の中で対応策を検討していくことも考えられる。一方で、権利関係が問題であれば、市としても解決が難しい。

→：幅員 8mの整備を進めている主要区画道路においても、幅員 4mまでの部分に関しては、寄附による協力をいただいております、狭あい道路の拡幅整備と考え方は同じである。ただし、建築安全課が進めている狭あい道路の拡幅整備事業は、後退用地の分筆に対して、補助金という形で支援しているが、市街地整備室が進めている主要区画道路の拡幅整備は、市街地整備室が測量、分筆を行うため、測量や分筆にかかる権利者の負担がない点が異なっている。そのため、主要区画道路の整備に合わせて、後退用地の寄附に協力いただける方は多い。

○：幅員 4mの部分については、いずれの場合も寄附によるものであると理解した。

○：これまでも寄附で進めてきているということだが、ごねる権利者に対してなぜお金を出すのか。

→：狭あい道路の拡幅整備にあたり、まずは、どのような問題がネックなのかを調べている段階である。権利者の意向によって、支援策を検討していくものである。

○：幅員 4mの部分までは寄附という認識を持つことが必要と理解した。今後、地元の方に聞かれても説明できるようにしたい。

○：上記 2つの事業について、改めて異なる点を説明してほしい。

→：狭あい道路の拡幅整備事業については、後退用地の分筆に対して、建築安全課が補助金を交付する。市街地整備室が進めている主要区画道路の拡幅整備事業は、幅員 8mの区間に対して測量、分筆を市が行うため、権利者にとって後退用地の測量や分筆に関する費用が掛からない。

○：当地区における狭あい道路の拡幅整備事業は、今後どのような展開となるのか。

→：一般的に、分筆にかかる費用は 20～30 万円程度であり、これに対して、市では現在、12 万円の補助金を交付している。また、分筆の手続きはご自身で行い、川口市が寄附を受ける流れとなる。寄附にあたり、少なからず権利者負担が発生している状況である。そのような課題がある中で、狭あい道路沿道権利者の意向把握のため、アンケートを行ってみたい。

○：主要区画道路 7号は、もともと 4m未満の農道のような道だった。主要区画道路 7号の更に東側では、土地区画整理事業によって「寄附」のような形で道路整備が進められてきた。

○：芝地区については、もともと土地区画整理事業を予定していたが、密集事業に転換して、まちづくりを進めている。

○：芝地区は、もともと全国有数の密集市街地である。土地区画整理事業から事業手法を転換し、密集事業が始まった。

○：スライド 8について、重点路線とあるが、全体でどの程度の量となるか。また、道路にしめされた赤色と青色の違いは何か。

→：重点路線とは、国におけるモデル事業の用語であるが、地区内の公道で、幅員 4m未満の狭あい道路の全てが対象となる。青色の道路は建築基準法第 42 条 2 項、赤色の道は建築基準法第 43 条 2 項 2 号の許可に基づくものである。青色の道路は、建築基準法上の道路となるため、通常の建築確認申請により建替えが可能となる。赤色の道は、建築基準法上、道路としての扱いはないため、許可により、市が手続きをすることで、建替えが可能となる。どちらも事業の取り扱いとは同じであり、幅員 4mの後退は必要で、後退用地の寄附を求めている。

○：狭あい道路の拡幅整備の推進にあたり、個々の建替えを待つのか。それとも、権利者に対して

積極的にPRを図るのか。

→：幅員 4mの後退線に建物が当たっている方は、建替えが伴うため、積極的に働きかけていくことは難しい。それ以外の方は、工作物が設置されていないなど、条件によって寄附いただける可能性がある。ただし、建築安全課の立場としては申請を待つしかない状況である。積極的な働きかけを行っていくためには、市内の体制も含めて検討が必要である。当事業に関しては、権利者の意向を踏まえて、予算措置や要綱の改正など、できることを検討していきたい。

○：都市計画道路は計画線が示されているが、狭あい道路の計画線を示す地図を作成し、広く周知していくことはできないのか。放っておくと、計画線にはみ出る建物が建つのではないのか。

→：都市計画道路ではないので、地図に示すことは難しい。川口市では、令和 6 年 7 月に「川口市狭あい道路の拡幅等に関する条例」を施行した。それ以降、狭あい道路沿道での建替えにおいては、事前協議が必要となっているため、知らない間に建物がはみ出て建築されることはない。

○：幅員 4mに後退することは、建築基準法で定まっているのではないのか。

→：後退することは必要であるが、後退用地の扱いについては定められていない。

○：建築確認申請は民間の確認検査機関で可能なので、これまでは知らない間に、ということがあったのだろう。条例の施行により、それが防がれたということか。

→：条例の施行による効果はあると認識している。寄附率も上がってきているが、更に上げていく必要がある。

→：建替え時には、道路中心線から 2mのセットバックが建築基準法で規定されている。なお、建替えに伴い後退しても、後退用地を市へ寄附せず、引き続き所有されている場合は、数年後に門扉などの工作物を設置することがある。寄附により市有地となるので、そのようなことを防げることも狭あい道路の拡幅整備を進めていく狙いの一つである。

3) その他

事務局より、今後の予定、市街地整備室の移転、および協議会員 2 名の退会について説明。
その他の事項について、以下のとおり意見交換を行った。

○：来年度の工事を予定している主要区画道路 7 号に関する協議会での検討は今後行うのか。交通安全のため、カーブミラーの設置位置などを検討したい。

→：カーブミラー等については、交通管理者である警察や道路管理者との協議により設置を検討するため、協議会に諮ることはない。個別のご要望としては受け賜る。

4) 閉会

・次回協議会の日程は、来年度に入り、会長、副会長と事務局で調整する。

以上